

## 事業主様と新規ご加入の組合員様へ ～受診時のマイナ保険証による資格確認の円滑化について～

### 資格届の受領

- ・既にマイナ保険証を利用登録済みで当組合への新規加入者について、マイナンバー及び氏名・生年月日・性別・住所が正確に記入された資格取得届を当組合が受領します。

### 資格情報の登録申請

- ・取得届の内容を当組合システムに入力します。
- ・資格情報登録を申請します。（資格情報登録が完了するまではマイナ保険証による受診はできません。）

### 資格通知書の発行

- ・「資格情報通知書」を発行します。資格情報の登録が完了するまでは送付できません。

### 資格情報の登録完了確認

- ・資格情報の登録完了を確認します。登録申請から登録完了までは時間を要します。

### 資格情報通知書の送付

- ・「資格情報通知書」を特定記録郵便で当組合にお届けの事業所住所へ送付いたします。

### 医療機関での受診

- ・初めてマイナ保険証で医療機関等を受診される場合は、「資格情報通知書」を受け取られた後、事前にマイナポータルにアクセスし、当組合の資格情報が登録されていることをご確認ください。